

新

P46

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒753-0074

山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階

山口県電気工事工業組合

TEL : 083-921-0885

旧

P46

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 (山口県庁8階)

山口県産業労働部 産業政策課 産業資源班

TEL (083) 933-3155

新

P 5 2

添 付 書 類		様 式 番 号	ペー ジ
試験合格通知書			
実務経験証明書 (注1)	A 及び B の 場 合	様式第38号	101・102
	C - a の 場 合	様式第39号	103
	C - b の 場 合	様式第40号	104
実務経験証明書の基礎となった免状等の写し (注2)			
写真1枚 (注3)			
住民票等 (注4)			

P 5 3

(注4) 運転免許証 (両面) の写し、マイナンバーカードの写し (表面) などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事
(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県電気工事工業組合)

旧

P 5 2

添 付 書 類		様 式 番 号	ペー ジ
試験合格通知書			
実務経験証明書 (注1)	A 及び B の 場 合	様式第38号	101・102
	C - a の 場 合	様式第39号	103
	C - b の 場 合	様式第40号	104
実務経験証明書の基礎となった免状等の写し (注2)			
写真1枚 (注3)			
住民票 (注4)			

P 5 3

(注4) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報 (住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報) を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事
(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県産業政策課)

新

旧

P54

P54

添付書類		様式番号	ページ
認定申請書		様式第36号	99
実務経験証明書(注1)	A及びBの場合	様式第38号	101・102
	C-aの場合	様式第39号	103
	C-bの場合	様式第40号	104
電気主任技術者免状等の写し(注2)			
写真1枚(注3)			
住民票等(注4)			

添付書類		様式番号	ページ
認定申請書		様式第36号	99
実務経験証明書(注1)	A及びBの場合	様式第38号	101・102
	C-aの場合	様式第39号	103
	C-bの場合	様式第40号	104
電気主任技術者免状等の写し(注2)			
写真1枚(注3)			
住民票(注4)			

P55

P55

(注4) 運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

(注4) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報(住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報)を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

認定した都道府県知事

(山口県知事が認定した場合は、山口県電気工事工業組合)

(2) 提出先

認定した都道府県知事

(山口県知事が認定した場合は、山口県産業政策課)

新

P 5 7

添 付 書 類

試験合格通知書又は養成施設修了証書

写真1枚(注1)

返信用封筒(注2)

住民票等(注3)

(注3) 運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事

(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県電気工事工業組合)

旧

P 5 7

添 付 書 類

試験合格通知書又は養成施設修了証書

写真1枚(注1)

返信用封筒(注2)

住民票(注3)

(注3) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報(住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報)を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。

(2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事

(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県産業政策課)

新

P 5 8

添 付 書 類	様 式 番 号	ペー ジ
認定申請書	様式第36号	99
合格証等の写し(注1)		
写真1枚(注2)		
住民票等(注3)		

(注3) 運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

(2) 提出先

認定した都道府県知事

(山口県知事が認定した場合は、山口県電気工事工業組合)

P 5 9

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

(免状交付者が山口県知事の場合は、山口県電気工事工業組合)

旧

P 5 8

添 付 書 類	様 式 番 号	ペー ジ
認定申請書	様式第36号	99
合格証等の写し(注1)		
写真1枚(注2)		
住民票(注3)		

(注3) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報(住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報)を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。

(2) 提出先

認定した都道府県知事

(山口県知事が認定した場合は、山口県産業政策課)

P 5 9

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

(免状交付者が山口県知事の場合は、山口県産業政策課)

新	旧姓								
<p>P 6 0</p> <table border="1" data-bbox="152 352 1142 619"> <tr> <td style="text-align: center;">添 付 書 類</td> </tr> <tr> <td>電気工事士免状</td> </tr> <tr> <td>写真1枚 (注1)</td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本等 (注2)</td> </tr> </table>	添 付 書 類	電気工事士免状	写真1枚 (注1)	戸籍抄本等 (注2)	<p>P 6 0</p> <table border="1" data-bbox="1169 343 2060 611"> <tr> <td style="text-align: center;">添 付 書 類</td> </tr> <tr> <td>電気工事士免状</td> </tr> <tr> <td>写真1枚 (注1)</td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本 (注2)</td> </tr> </table>	添 付 書 類	電気工事士免状	写真1枚 (注1)	戸籍抄本 (注2)
添 付 書 類									
電気工事士免状									
写真1枚 (注1)									
戸籍抄本等 (注2)									
添 付 書 類									
電気工事士免状									
写真1枚 (注1)									
戸籍抄本 (注2)									
<p>(注2) マイナンバーカード (表面) の写しなどの書換え理由を証明できる書類であること。</p> <p>(2) 提出先 免状の交付を受けた都道府県知事 (免状交付者が山口県知事の場合は、山口県電気工事工業組合)</p>	<p>(注2) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報 (住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報) を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。</p> <p>(2) 提出先 免状の交付を受けた都道府県知事 (免状交付者が山口県知事の場合は、山口県産業政策課)</p>								
<p>P 1 0 0</p> <p>(備考) 4 この申請書には、住民票等 (運転免許証 (両面) の写し、マイナンバーカード (表面) の写しなど) を添付すること。</p>	<p>P 1 0 0</p> <p>(備考) 4 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報 (住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報) を利用することができないときは住民票を添付すること。</p>								
<p>P 1 0 7</p> <p>1 ※印欄には、記入しないこと。 2 この申請書には、マイナンバーカード (表面) の写しなどの書換え理由を証明できる書類を添付すること。</p>	<p>P 1 0 7</p> <p>1 この申請書には、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、書換えの理由を証明する書類を添付すること。</p>								